



発行 新潟県

第 91 号

平成25年11月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1306 保安林の指定予定（治山課）
- 1307 保安林の指定予定（治山課）
- 1308 保安林の指定予定（治山課）
- 1309 保安林の指定予定（治山課）
- 1310 保安林の指定予定（治山課）
- 1311 保安林の指定予定（治山課）
- 1312 保安林の指定予定（治山課）
- 1313 保安林の指定予定（治山課）
- 1314 保安林の指定予定（治山課）
- 1315 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）
- 1316 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1317 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1318 平成24年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1319 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1320 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1321 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1322 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 1323 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1324 二級建築士及び木造建築士の免許の取消し（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第1306号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市清水瀬字道上66の1、107、107の子、109の1、109の子、土沢字小舟沢193、194の1、195から197まで、199の1、199の2、200から233まで、233の2、234から237まで、239、240、241の1、字高平198

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1307号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市与板町山沢字上ノ峯369から372まで、与板町榎原字夏井入1382、字北河内1844、1871、1872、1877から1888まで、1891から1903まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1308号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市与板町馬越字南谷下657の9、字南場河内825、1092、1097の1、1097の2、1167、1175から1178まで、1181の1、1181の2、1182、1183、1186の1、1187から1190まで、字七十刈905の1、906の1、966の1、967の1、969、993の1、994、1002、1003の1、1003の2、1008、1009、1010の1、1011の1、1011の2、1012、字坂ノ下1239から1242まで、1279、1286、1298、1308、1310、1319の1、1324の1、1324の2、1325、字南谷上1563、与板町本与板字塩ノ入2770から2773まで、2775、2776、字滝谷3075の1、3076の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1309号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町豊川字上向山甲3779、甲3779の乙、甲3780の1、甲3781の1、甲3782の1、甲3784の乙、甲3785、甲3786、甲3786の乙、甲3787から甲3789まで、甲3790の1、甲4489、甲4517、字下向山甲4484の1、甲4485の1、甲4486

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字石平午184の1、午417、午418、午419の子、午422、午423、午452、午453、午454の1、午455、午456の1、午457から午459まで、字上ノ石平午391、午402、午403、午405、午408から午410まで、午416の子、午424から午438まで、午438の子、午439から午444まで、午444の1、午445から午448まで、字上ノ平午449から午451まで、字堀切午465、午465の子、午466から午469まで、午471、午475、午476、午478から午485まで、午486の甲、午486の乙

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1311号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市浦田字北野9607、9621、字大滝9608の1、9608の2、9609、9610、9625、9626の1、9626の2、9628、9879、9880の1、9887の4、9901の1から9901の3まで、9902、9903の甲、9903の乙、9904、9905、9906の甲、9906の乙、9907、9909、字鼻毛9629、9652の5、9652の27から9652の34まで、9949、9950の1、9950の2、9959の1、9959の7、9959の10、9959の63、9959の64、9959の66、9959の67、9959の76、

9959の85、9959の86、9959の89、9959の90、9959の108、字赤根9679の2、9679の3、9679の5から9679の13まで、字ヌメリ林9878、字深見9944の1、9944の3、9946から9948まで、字大ツル根9960、9961

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1312号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字西菅沼新田字秣場977の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1313号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市小国町小栗山字源明531の1、531の24、小国町森光字滝谷入798の5、803の2、804、805の5、805の6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

◎新潟県告示第1314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市津久野字坂井入128から131まで、132の1、132の2、133から145まで、153から159まで、160の1から160の3まで、161から172まで、173の甲、173の乙、174から181まで、182の1、182の2、183から187まで、192から198まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市南大平字鷺ノ巣 1073 の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年11月20日から平成25年12月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	本条	換地計画書の写し	胎内市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年11月20日から平成25年12月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	次新	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所及び燕市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1318号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画（平成25年8月6日新潟県告示61号）を次のとおり変更する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-14計画区・第06-15計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区及び第14-12-1計画区	平成24年5月1日から平成25年7月1日まで
長岡市	長岡市の川口北計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第25計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第1計画区・市街第2計画区・市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・吉田第1-1計画区・吉田第1-2計画区・吉田第1-3計画区・吉田第2-1計画区・吉田第3-1計画区及び吉田第3-2計画区	〃
見附市	見附市の第1計画区・第2計画区及び第3計画区	〃

村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第28-3計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第29計画区(神林)第30計画区(神林)・村上計画区(村上)及び村上計画区(山北)	平成24年5月1日から平成25年7月1日まで
燕市	燕市の第34計画区・第35計画区・第36計画区及び第37計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第17計画区・第18計画区及び第20計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区・第35計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第47計画区・第48計画区及び第64計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第7計画区・第8計画区・第41-2計画区・第S8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	平成24年5月1日から平成26年3月31日まで
南魚沼市	南魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
胎内市	胎内市の第39計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第32計画区・第33計画区及び第34計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区及び旧三川村計画区	平成24年5月1日から平成25年12月20日まで
湯沢町	湯沢町の第063計画区・第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第05-1計画区・第05-2計画区・第06-1計画区・第06-2計画区・第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区・第09計画区・第10計画区及び第11-1計画区	〃
関川村	関川村の第12-1計画区・第13-1計画区・第14-1計画区及び関川計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区及び第4-2計画区	〃

◎新潟県告示第1319号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年9月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
アイワ建設株式会社
岩崎 善夫
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大町1-5-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第43335号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸金
金子 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂村山809-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11909号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エーテック工業
森山 恵子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区向陽2-8-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44197号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社近藤組
近藤 正
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区稲荷町3535-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第2002号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社栗原住建
栗原 秀雄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市大町2-3-36
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第28073号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社梨本組
梨本 修
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区漆山2937-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第5131号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社万隆工業
伊藤 敏夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区川口578-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第26257号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社権沢工業所

権沢 一雄

3 主たる営業所の所在地

新発田市中曾根町2-4-20

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21621号

5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

マルタカ建設

佐藤 貴之

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区矢代田1727-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第43047号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年9月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

今井工務店

今井 虎雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区金巻830

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43345号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社小田工務店

小田 ハマ子

3 主たる営業所の所在地

佐渡市寺田309

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第11998号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年10月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社古澤建築設計
古澤 聖之
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市清里区上田島422-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第27236号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸鑿泉株式会社
川嶋 直樹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区長潟957
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第2967号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
タカラ工業株式会社
坂脇 潤一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区稲荷町3483
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第23118号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ユースイ
山岸 勇一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大形本町4-8-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38921号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ハウジング長岡
田中 健
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市三ッ郷屋1-4-8
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17039号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年11月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大和設備工業株式会社
五十嵐 亮造
- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字藤井1286-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第9366号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年11月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社カセツ工業
赤川 均
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市大荒戸町1315
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第28089号
- 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年11月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

塩谷(1)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(2)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(3)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(4)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二沢川地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	土石流
塩谷地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	土石流
十二平地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	地すべり
塩谷(2)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元小木西地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(4)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷川地区	佐渡市小木	次の図のとおり	土石流
小木大浦地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦川地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷(1)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(2)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(3)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩谷(4)地区	小千谷市大字塩谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元小木西地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(1)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(2)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(3)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元小木(4)地区	佐渡市小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷川地区	佐渡市小木	次の図のとおり	土石流
小木大浦地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦川地区	佐渡市小木大浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1322号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供

する。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - ・種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
 - ・名称 青葉台地区地区計画
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1323号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年11月19日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日

平成25年11月7日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市猿沢字トトメキ957番4、 991番3	4.38～4.50	32.31

◎新潟県告示第1324号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年9月13日	清水 政蔵	二級建築士	第1197号	死亡
平成25年9月13日	八木 修一	二級建築士	第9999号	死亡
平成25年9月13日	山田 徳男	二級建築士	第12027号	死亡
平成25年7月26日	品田 忍	二級建築士	第14791号	取消
平成25年9月13日	川村 きよ子	二級建築士	第8815号	取消
平成25年9月13日	長吉 茂美	二級建築士	第13490号	取消